

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年 5月26日(金) 8時57分から9時46分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(15人・議席番号順)

会長	木 幡 孝 雄
会長職務代理者	内 野 淳 志
委員	13人
4. 欠席委員 1人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 報告2 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
 - 6 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 7 議案2 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 8 議案3 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 9 議案4 現況証明願について
 - 10 協議1 農用地利用集積等促進計画の認可・公告に関する事務について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第35回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。12番、本元委員より欠席の連絡が来ています。 議事日程2番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	本日の議事録署名委員に10番、佐藤委員、11番、川本委員を指名いたします。 議事日程3番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	会期は本日1日限りといたします。 議事日程4番、報告第1号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第1号、一般事務報告について説明します。 (報告第1号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。 報告第1号については、報告済・承認とします。
議 長	議事日程5番、報告第2号、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第2号、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、報告します。報告第2号の別紙様式2の1ページをご覧ください。 1番、農業の概要、耕地面積は農林水産省の耕地及び作付面積統計の耕地面積、経営耕地面積は農林業センサスに基づく数値です。農地台帳面積は台帳上の農地の面積です。

2 番、農業委員会の現在の体制について、平成 29 年度より新制度に基づき農業委員を選出しています。

2 ページ、Ⅱ 番、担い手への農地の利用集積・集約化、1 番現状及び課題、集積率は 85.7%、昨年度より若干ダウンしていますが集積率の減少というよりも農水省の情報公開システムからサポートシステムに移行した時点で修正したことによるものと思われます。2 番、令和 4 年度の目標及び実績について、目標達成はできませんでしたが、平均の数字を上回っております。3 番、目標の達成に向けた活動ですが具体的に農業委員の具体的な活動日としてあつせんを行った日を記しています。

4 番、目標及び活動に対する評価、4 年度は新規実績の目標面積は上回れませんが、平均の数字は上回っております。

3 ページⅢ 番、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、1 番現状及び課題で 4 年度の新規参入者は、2 件、株式会社 と株式会社 です。参入面積が 41ha ありますが、 が取得した経営農地は東滝川の畜産試験場跡地の面積によるものです。

3、目標の達成に向けた活動ということで農業委員研修等への参加、農業者年金と相互のアプローチによる若手農業者の加入促進を目標としましたが、コロナ感染により研修等については昨年より内容件数とも減少したことはやむを得ないかと思われますが、11 月には昨年同様に 40 歳以下の農業者世帯を訪問し、新規加入者増につなげる取組を進め、同月には地区別農業委員の研修会が 3 年ぶりに復活しました。追加として、活動計画に「新規参入相談会への参加」、活動実績に「6/11 北海道新規就農フェア」を加えて下さい。

4 ページⅣ 番、遊休農地に関する措置に関する評価で令和 4 年度は新たな遊休農地の報告はありませんでした。

5 ページⅤ 番、違反転用はありませんでしたが、5 条転用で転用許可後の進捗状況、完了報告を提出しない業者が何件かあることから引き続き指導が必要と考えられます。

6 から 7 ページⅥ 番については、年度の件数で特に申し上げることは

		ございません。 農業法人についても年度内に全法人が報告書を提出いたしました。 8 ページⅦ番についても特にありません。Ⅷ番事務の実施状況の公表等について、議事録はホームページ公表済です。活動計画の点検・評価の公表は6 月中に公表することを義務付けられているので総会終了後アップしていく予定です。以上で説明を終わります。
議 各 議	長 委 員 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。 報告第2 号については、報告済・承認とします。
説 明 員		議事日程6 番、議案第1 号、農地法第1 8 条第6 項の規定による届出について事務局に説明を求めます。 議案第1 号、農地法第1 8 条第6 項の規定による届出について説明します。今月は1 件です。 1 番、朝日町 番、現況「畑」330 m²、 さんと さんの解約です。解約後は、議案第2 号で説明しますが、5 条転用による売却で宅地として利用する予定です。 以上、本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 各 議	長 委 員 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。議案第1 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 議	委 員 長	(異議なしの声あり) 議案第1 号については、原案のとおり決定といたします。 議事日程7 番、議案第2 号、農地法第5 条第1 項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第2 号、農地法第5 条第1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転4 件です。

議 委 説 明 員	長 員	1 番、黄金町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。 転用面積 396 m²、第一種中高層地域内、転用目的は一般個人住宅の建築 です。申請者は市内のアパートに居住しており、手狭になってきたこと から住宅を新築するため当該農地を取得することとなりました。別添資 料 6 に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。
		2 番、江部乙町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。 転用面積 1,185 m²、第一種住居地域内、転用目的は一般個人住宅の 建築です。申請者は同町内の住宅に居住していましたが、手狭になって きたことから住宅を新築するため当該農地を取得することとなりました。 別添資料 7 に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のと おりです。
		3 番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転 用面積 116 m²、第二種中高層地域内、転用目的は雪堆積場の建築です。 除雪の雪捨て場がないことから、当該農地を取得することとなりました。 別添資料 8 に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおり です。
		4 番、朝日町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。 転用面積 330 m²、第一種低層地域内、転用目的は一般個人住宅の建築で す。申請者は砂川市内のアパートに居住しており、手狭になってきたこ とから住宅を新築するため当該農地を取得することとなりました。別添 資料 9 に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりで す。なお、現在分筆手続中で工事までには分筆する予定です。
		以上 1 番から 4 番まで用途区域内にある第三種農地で周辺は宅地化が 進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要 な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められ ますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。
		説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
		3 番について、譲受人の住居はどの辺にありますか。
		8 の図面でいくと申請地の北側になります。

議 長	他にございませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号については、原案のとおり決定といたします。 議事日程 8 番、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定が 6 件です。1 番から 4 番までは JA たきかわ転貸の満了に伴う新規の相対の貸借です。 1 番、二の坂町 番、地目「田」、面積 11,220 m ² 、 さんから さんへの貸貸で、期間は 4 年、10a 当りの賃借料は 8,000 円です。 2 番、南滝の川 番、地目「田」面積 15,661 m ² 、 さんから さんへの貸貸借で期間は 10 年、10a 当りの賃借料は 8,000 円です。 3 番、南滝の川 番、地目「田」面積 13,349 m ² 、 さんから さんへの貸貸借で期間は 10 年、10a 当りの賃借料は 8,000 円です。 4 番、滝の川町 番、地目「畑」面積 2,600 m ² 、 さんから さんへの貸貸借で期間は 5 年、10a 当りの賃借料は 8,000 円です。 5 番、江部乙町 番、地目「畑」面積 6,179.72 m ² 、 さんから さんへの新規の貸貸借で期間は 7 年。10a 当りの賃借料は 2,950 円です。川を越えて南側の さんの畑は さんが既に貸借していましたが、北側の方に畑や家、納屋等があり、 さんがこれまで管理していましたが、建物を解体撤去し、更地になったのでこちらも さんに耕作をお願いするものです。 6 番、江部乙町 番、地目「畑」面積 3,224 m ² 、 さんから さんへの使用貸借の更新で期間は 5 年です。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。申請番号 1 番から 3 番を除く 3 件について、質

	疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了します。議案第 3 号、申請番号 1 番から 3 番を除く 3 件について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号、申請番号 1 番から 3 番を除く 3 件については、原案のとおり決定いたします。
	次に貸借権設定申請番号 1 番から 3 番までの 3 件については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
	(委員 9 : 2 5 退室)
議 長	貸借権設定申請番号 1 番から 3 番までの 3 件について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。貸借権設定申請番号 1 番から 3 番までの 3 件については、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号、貸借権設定申請番号 1 番から 3 番までの 3 件については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 9 : 2 6 入室)
議 長	議事日程 9 番、議案第 4 号、現況証明願について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 4 号、現況証明願について説明いたします。今月は 1 件です。 1 番、北滝の川 1 番、地目「畑」、面積 108 m ² 、同 1 番、地目「畑」、面積 306 m ² 。現況、農地以外「宅地」として利用されています。所有者及び申請人は、 〇〇 さんです。昭和 3 8 年に農地取得後、車庫、資材庫を設置しましたが、地目変更がなされずにいたものです。現況については備考欄のとおり、3 名の農業委員とそれぞれ現地確認をしたところです。以上審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。

各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了します。議案第４号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第４号については、原案のとおり決定とします。 次に議事日程１０番、協議１号、農用地利用集積等促進計画の認可・公告に関する事務について、所管の農政課係長より説明願います。
説 明 員	資料をご覧ください。現在の農業経営基盤強化促進法の法改正があったことを受け、現在利用集積計画で権利移動を行っておりますが、今後「促進計画」というものに代わることになります。それに伴い、現状行っている利用集積計画の権利移動が北海道の許可を得なければならなくなるので、結果的には今までよりも権利移動の手續に時間がかかることとなります。それを受けて、現状と同様の処理期間で整備するためにこの事務を進めたいものです。資料の一番下の説明「市町村が権限移譲を受けて、農業委員会に事務委任をした場合、で議案４の対応をする場合」でこれまでの利用集積計画と同程度の時間で処理が可能になるため、滝川市としては今年度に事務を進め、令和６年４月から権限移譲を受けて同月に農業委員会に事務委任をする方向で手續を進めたいと考えています。そのためには地方自治法では手續を進めるにあたり、事前に農業委員会と協議を行わなければならないことから、本日ご協議をいただきたく説明する次第です。どうぞよろしくお願いいたします。
説 明 員	補足説明をします。今年の４月から農業経営基盤強化促進法の施行があり、３条は別としてすべての農地の権利移動に農地バンクを使うこととなります。農地バンクを使うということは北海道知事の計画の認可と公告が必要になります。そうするとあまりにも時間がかかる。現状の利用集積計画と比較して１月か２月もかかることになるので、農林水産省の対応策として、農地バンクを利用するが計画の認可・公告を市町村長及び農業委員会に権限委譲と事務委任をすることで現状と同じようにできるという考え方です。ただ、農地バンク、北海道では北海道農業公社

	が行っておりますが、公社から中間管理の事業規程が毎年来ております。今年はまだ来ておりませんが細かい部分が決まっていってないようですが、地域の促進計画を定めた日から、農地バンクを利用しなければなりません。滝川市は今年度定める予定ですが、やってなくても令和7年度から移行になります。市町村の計画に対して農業委員会が1筆ごとの目標地図を作成しなければなりません。こちらでも今年度中に行います。この計画を作るということに対して補助金やL資金が全部要件として盛り込まれているのでこれをやらないという選択肢はありえないということになります。事務局的には仕事内容が一つ増えることになります。他にもあつせんの嘱託登記は市町村長に委任できないので、これをどうするかとか細部が決まっております。決まり次第皆様に随時お伝えしていきたいと考えています。
議 長 各 委 員 議 長	今後、説明のあった内容のとおり進めてもよろしいですか。 (異議なしの声あり) 協議第1号については、「異議なし」と決定とします。 本日の議案については、以上でございます。 それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
議 長 説 明 員 議 長	(各推薦委員から事務連絡あり) その他、事務局からお願いいたします。 (行事予定について資料に基づき報告) 第36回総会は6月28日ということで決定します。 以上をもちまして、第35回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(9:46)